



一般社団法人

www.kanagawa-mankan.or.jp

神奈川県マンション管理士会会報 第67号 (2013年11月号)

事務局

TEL: FAX 045-662-5471

e-mail:info@kanagawa-mankan.or.jp



＜節電を考える(電気を賢く使おう)セミナー開催報告＞

渉外企画委員長 堀内敬之

9月1日(日)、管理組合様向け無料セミナーを開催しました。

○タイトル：節電を考える(電気を賢く使おう)

○講演内容(敬称略)：

- [講演1] マンション共用部分・家庭用電気料金メニューの紹介
東京電力(株)横浜支社 中峰奨行・小林啓造
- [講演2] マンション共用部分照明のLED化による節電事例
マンション管理士 堀内敬之
- [講演3] MEMSと一括受電を活用したスマートマンション
(株)NTTファシリティーズ 安達博(代理者発表)

[講演1]は、多様な電気料金メニューのうちから、マンション共用部の設備形態や各家庭のライフスタイルに合わせた料金メニューの選び方の紹介があり、併せて、防災の日になんで、「でんき防災」パンフレットの紹介がありました。

[講演2]は、共用部分照明のLED化を積極的に進めているマンションの事例について、LED導入前と導入後について、4年間の追跡調査による費用対効果の検証とLED導入に当たっての留意点が紹介されました。

[講演3]は、これからのマンションにおける電気利用形態のあり方の一例と、国(経済産業省)による補助金政策について紹介がありました。

聴講者は40名ほどでしたが、質疑応答に多くの時間を割き、活発な質疑・討論がありました。

講演は概ね好評でした。参加者は特に、具体的な事例紹介について興味があるようでした。

これからも、こういった管理組合様向けのセミナー企画を続ける予定です。

理事会だより

組織検討委員会の検討状況

〈総務委員会〉

平成25年2月23日に開催されました「第5回定時社員総会」で可決されました第5期（平成25年度）事業活動計画の基本計画の具体的な実施事項の一つであります『組織体制及び定款・規程等の改正』の検討を『組織検討委員会』で進めております。

第6回組織検討委員会の検討状況をご報告いたします。

「支部及び従たる事務所設置規程（案）」について協議し、最終案を作成いたしました。また、「（仮称）標準支部細則」の案を一部修正検討いたしました。引き続き、支部及び支部担当理事の組織上の位置づけなどについて、協議を続けています。

現在までの検討状況を、10月理事会で「組織検討委員会経過報告」として審議いただくこととしました。

委員会だより

総務委員会

〈総務委員長 横山修三〉

(1) 平成26年度年会費納付のお願い

11月下旬に、全会員に年会費納付のお願い（振込口座記載）を出状いたしますので、12月30日（月）午前中までに、当会所定の口座に振込をお願いいたします。

会員規則で、12月末までに納付となっておりますが、12月31日は、銀行が休業ですので、ご注意ください。

(2) 会員名簿の作成及び配布の予告

11月中に作成して、Eメールに添付して配布いたします。

住所・Eメール等変更がありましたら、早急に事務局まで連絡をお願いいたします。

住所・Eメールアドレス等変更届のお願い

総務委員会

住所、Eメールアドレス等を変更されましたら、速やかに事務局（事務所）にご連絡をお願い致します。特にEメールアドレスの変更を知らせていただかないと、当会（所属委員会・支部を含む）からのメールによる連絡や案内が届きません。

なお、Eメールアドレスを届けているのに、当会からのEメールが届いていない会員の方は、その旨、Eメールアドレスと共にご連絡をください。

業務支援委員会

〈業務支援委員長 井上朝廣〉

第9回業務支援委員会 H25年9月17日

7名の委員、3名の一般会員合計10名の参加者を得て開催されました。

1. 第4回管理士マニュアル輪読 H-1 建物診断～H-7 瑕疵担保

講師 服部正毅委員

服部講師による詳しい解説と熱心な議論がありました。H-7 瑕疵担保については工事業者倒産後も瑕疵の修繕工事費が支払われる保険があるようなのでこのあたりを再整理することとしました。建替えの特例容積率について実施例を調査することとしました。本日の議論を踏まえて改定版を作成します。

2. ブログによる簡単なホームページの作り方 その後のQ&A

講師 小松原 宏委員

7月の「自分のホームページを作りましょう!!」は好評だったので、その後の Q&A の時間を設けました。個別に講師のアドバイスを受けながら、問題点の解決に取り組みました。

3 会員紹介等制度 事例紹介

無料相談会に来た人から規約制定業務について相談受け、士会に管理士派遣要請があり、士会から会員を紹介した事例について池谷壽通、小林志保子会員より資料により詳しい紹介がありました。管理組合がない小規模マンションでしたが、誠意を尽くして対応し、規約だけでなく体制の構築、管理組合創設まで含めて相談に乗り相手側の負担能力を考えてギリギリの見積もりをしたのですが、最終段階で合い見積もりをすと言い出され失注となってしまったとのことでした。現実の厳しさを出席者一同痛感し、大変参考になりました。

第10回業務支援委員会 H25年10月22日

9名の委員、2名の一般会員合計11名の参加者を得て開催されました。

1. 第5回管理士マニュアル輪読 H-8 通信メディア～H-12 給水設備改善 講師 服部正毅委員

服部講師による詳しい解説と熱心な議論があり、若干の追加訂正事項がありました。修正を反映した上ホームページにアップロードする予定です。次回(11月)T-1「騒音問題I」～T-6「迷惑駐車問題」柴田宜久委員として輪読を続けます。年内12月委員会で完了を目指します。

2. ブログによる簡単なホームページの作り方 その後のQ&A 講師 小松原 宏委員

Q&Aの時間を設け、個別に講師のアドバイスを受けながら、問題点の解決に取り組みました。

3 会員紹介等制度事例紹介

士会から紹介された事例について佐々俊郎会員より詳しい紹介がありました。紹介されるままに先方と話し合い特に仕事の受注について苦労はありませんでした。管理組合がない小規模マンションで、単棟型標準規約をベースに管理規約原案作り、連絡先不明者の対応が大変でしたが登記簿をベースに組合員名簿を作成し、設立総会を開催し、組合を立ち上げました。これで頼まれた仕事は完了したので、引き続き会計の面倒を見てほしいと言うような希望もありましたが一応終了として本日に至っています。その後の情報はあまりありませんが、自主管理のまま管理委託することもなく経過しているようです。この種小規模マンションの問題点はお金がないことです。管理会社もあまりやりにくいようです。士会の紹介制度の担当はこのような小規模の事例でも2人でやれば見落としを防止できるので、やはり2人でやるのが良いと思います。

説明後の質疑応答の中で、仕事の完了後、または無料相談を受けた後のアフターホローをどのようにしていくかが今後の課題だとの指摘がありました。

研修企画委員会

〈研修企画委員長 眞殿知幸〉

○ 9月22日(日)10時30分から12時まで、赤崎 修研修企画委員が解説役となり定例の拡大勉強会を開催した。内容は、講師が、一般社団法人マンション管理業協会が本年8月に発行した「平成24年度苦情解決事例集」の中から12項目を選択して概略を説明し、そのあと、参加者全員で内容の検討を行った。同協会の見解・回答について概ね異議がないことが確認されたが、参加者から4項目ほどその内容に疑問を出され、全員で討議を行った。

○ 10月27日(日)10時30分から12時まで、飯田 修研修企画委員が解説役となり、マンション管理新聞の本年7月15日(912号)から10月5日(919号)までに掲載された記事35項目について解説を聴き、そのあと参加者全員で意見交換を行った。

○ 本年8月に続く「研修企画委員会主催の第3回会員セミナー」については、マンション・団地の再生に向けて多角的な活動を行っている現地を見学する方法で実施する。対象については旭区「若葉台団地」を第一の候補とし、先方の受け入れ条件などを調査したうえで、日時、対象の決定を行う。

○ 毎月恒例の拡大勉強会については、11月、12月ともに計画どおり開催する。11月(24日)は“最近の裁判事例報告”。12月(15日)は“業務研究”の予定。

シリーズ「新技術の紹介」第3回

近赤外線・遠赤外線の利用技術

この技術は、新技術にしては、すでにやや一般化しておりますが、今後さらに各方面で応用範囲がひろがるものと期待されています。

赤外線について簡単に述べますと、赤外線は電磁波です。では電磁波の種類は、波長の長い方から長波（船舶無線）、ラジオ波（AM・FM放送波）、通信波、テレビ電波（VHF・UHF）、マイクロ波（電子レンジ）、と利用波長が短くなり・そして赤外線です。さらに波長が短くなると可視光線・紫外線・X線（医療・建設）という順序になります。このすべては電磁波ですが、それぞれが各方面の産業で大いに利用されています。防犯等マンション関係でも利用しているものが多くあります。

一連の電磁波の内、この赤外線をさらに分類すると、その波長が $0.73\mu\text{m}\sim 3\mu\text{m}$ を近赤外線、 $3\mu\sim 1\text{mm}$ の波長のものを遠赤外線と称しています。いわゆる可視光線の赤色波長に近いものが近赤外線、遠いものが遠赤外線という位置づけです、この遠赤外線は1938年に米フォード社での塗装乾燥が工業化の最初です。

この赤外線の特性・挙動としては次のようなものがあります。赤外線は物を温めます、遠赤外線が当たると物質の表面で吸収され、遠赤外線の主要域である $3\mu\text{m}\sim 30\mu\text{m}$ は水や・木・人体を含む多くの物質の分子固有振動数と重なり、このため分子の共鳴吸収が発生、温度が上昇します。ただこの作用は内部深くまでは浸透せず物質の表面近くに浸透して熱吸収されます、これが特性です。

次はこの応用範囲について我々に関係ある技術の現在と、今後の利用を記述します。

1. 空調における今後は冷房に応用することです、住宅で天井やパーテーションに、体温より低温に温度設定した赤外線の放射パネルを設置することにより「高」から「低」に熱が移動して、涼しく感じるようになります。
気流による冷房と違って放射冷房はドラフトのない快適な環境づくりを期待されています。
2. また、病院・体育館・家畜舎などの大空間の局所暖房です。温風のドラフトを感じない効率的な経済的環境を作ることとなります。
3. 建築改修の関係においては、①屋上防水層の破断、漏水範囲の特定。②。壁面漏水の調査、③。建築設備・電気設備の異常調査、④埋設管の異常調査、⑤建設材料の保温性能調査、⑤。コンクリート内部のひび割れ等、非破壊検査技術などに拡大させる応用が一部実用化され、今後更に応用範囲が拡大発展してゆくと思えます。

文責 服部 正毅

技術支援委員会

〈技術支援委員長 木島義法〉

■9月度技術支援(拡大)委員会の報告(CPD対象)

日時 : 2013年9月24日(月) 18:30~20:40

出席者 : 委員20名 一般会員5名 計25名

テーマ1:「国内最高画質の監視カメラによる、マンションの防犯対策」

一周辺360度の監視と録画が出来る最新カメラ実物紹介とパフォーマンスー

株式会社ロックシステム VA事業部 安田 喜雄 氏 他2名

内容 ・MOBOTIX Q-24の特長は

- ① 360度映像: PC側で画像補正一見たい所を切り取って歪みをソフト補正。
- ② 録画映像も同様に画像補正できる。死角が無い。
- ③ 音声記録も同時に可能、スピーカー機能もあり。

テーマ2:「法人賛助会員と語ろう会 第4弾」

株式会社マルナカ 営業部首都圏営業課 宮島 潤 氏

- ・法人賛助会員 株式会社マルナカ の主力事業である「マルライナー工法」と「トラップライナー工法」について、宮島氏から DVD 映像、およびプロジェクターを用いたプレゼン資料に沿って紹介がなされ質疑応答を行った。

■10 月度技術支援(拡大)委員会の報告(CPD対象)

日時 : 平成 25 年 10 月 28 日(月) 18:30~20:30

出席者 : 委員 15 名 一般会員 2 名 計 17 名

テーマ 1 : 「大規模修繕工事の瑕疵保険」 企画担当 小川邦彦委員

講師 (株)住宅あんしん保証 大規模修繕保険事業課長 渋谷貴博氏

- 内容
- ①(株)住宅あんしん保証の会社概要と同業他社の紹介
 - ②なぜ瑕疵保険が必要なのか
 - ③大規模修繕工事瑕疵保険とはどのような制度か
 - ④制度ができた経緯(保険ができて約 3 年)
 - ⑤保険対象となる部分
 - ⑥保険料金の目安
- ・ 質疑応答

テーマ 2 : 上半期 委員セミナー講師との意見交換会

- ・ 3・4 月「マンション電力受電」(1)(2) 加藤博史委員
- ・ 6 月「共有部分 LED 化による節電事例」 堀内敬之委員
- ・ 7 月「大規模修繕事例—管理組合はマンション管理士に何を求めるのか」 川端志行委員
- ・ 8 月「限界マンションとは、その対策」
 - ・ 活発な質疑応答が行われたが、時間切れで、次回以降で同テーマを再度行うこととする。

法務研究委員会

〈法務研究委員長 鷲谷雄作〉

1. 9 月～10 月の活動テーマと取組内容

- 1) 第 15 回全国マンション問題研究会 発表事例の研究
- 2) 実施日 : 2013 年 10 月 4 日(出席者 10 名)
- 3) 内容紹介 : 鷲谷雄作会員
- 4) 概要

新しく建設されているマンションは、土地と建物が登記上分離処分禁止(即ち敷地権たる旨の登記がされている)になっておりますが、S59 年(1984 年)以前に作られたマンションでは、マンションの登記も、未だ土地と建物が別登記になっているマンションが存在します。この中には、権利関係が難しいマンションも多数あります。又最近分譲されたマンションでも、所有関係が複雑なマンションも多数あります。この権利や所有関係が複雑な事が原因でトラブルに発展し、司法の判断を受けるに至ったマンションも多数あります。このように権利や所有関係の複雑なマンションは老朽化するに伴い、問題が顕在化して、トラブルも増加するだろうと、懸念されております。「第 15 回全国マンション問題研究会」発表事例は、この様な権利関係が複雑なマンションも多く取上げられて、発表されました。権利や、所有関係の複雑なマンションの管理組合からの相談にも対応出来る見識を高めておく為にこの事例を勉強し、難しい問題の対応能力を高めておきたいとの主旨で今回のテーマを選定しました。

5) 取上げた事例

13 発表事例中マン管新聞に掲載された次の 6 事例を資料として使用しました。

- 事例 1 団地における規約自治の限界・一括建替えの問題点
 - 事例 2 相続人不明の外国籍区分所有者への管理費請求の特殊事情
 - 事例 3 不当提訴
 - 事例 4 破産財団が放棄した法人所有店舗を 59 条競売請求
 - 事例 5 登記簿上は 1 店舗でも、部屋番号は 2 つ(区分所有権は 2 つ)
 - 事例 6 敷地競落者が区分所有法 10 条に基づき売渡請求
- 個々の事例内容は複雑な為紙面の関係で省略致します。

6) 事例研究

法務研究委員会・勉強会で実際に研究討議出来たのは、時間の関係で、一番複雑な事例1と事例6の2事例でした。いずれの事例も、マンションの一般的・標準的な権利関係とはほど遠く、勉強会の討議を通して多くを学ぶ事が出来ました。

2. 11月～12月の活動テーマ予定

法務研究委員会としては初めての法律に関するセミナーを企画致しました

- 1) 日時 : H25年11月29日 18時半～20時
- 2) 場所 : 神奈川県民センター305号会議室(定員60名)
- 3) 対象者 : 神奈川県マンション管理士会 会員
- 4) テーマ : マンション管理訴訟の基礎知識
- 5) 講師 : 小川敦司 弁護士
- 6) 取上げたテーマの背景

マンション管理士が管理組合の相談対応の中で、滞納問題や、トラブル対策で、誰でもが最終的な解決手段として裁判に頼らざるを得ない局面に遭遇する事が増えて来るだろうと予想されます。訴訟代理人としては弁護士へお願いするとしても、マンション管理士としても、相談を受けた管理組合の為にも訴訟準備等で法律上の一般知識は必要不可欠と考えます。民事訴訟法、民事執行法、民事調停法、財産開示制度等の法律の知識については、特別に勉強された一部マンション管理士を除いて一般には知識の乏しい分野です。今回この分野での法律知識の最高峰である当会会員の小川弁護士に講義をして頂ける事になりました。是非セミナーへ参加されて、この機会に知識を習得される事を期待致します。

支部だより

相模原市支部・県央支部

〈相模原市及び県央支部長〉

I 両支部の再統合化

10月1日、厚木勤労福祉センターで開催された第5期第4回合同例会で、両支部の再統合化方針が定まった。

新たな行政施策を開拓する目的により、平成20年10月に二支部に分割、現在まで活動してきたが、既に当初の目的が成就したこと、また多数会員が両支部所属会員として小田急沿線地域で重複活動中である実情などに鑑み、再統合化が望ましいとの総意となった。

II 再統合化日程

12月3日、おださがプラザで開催する第5期両支部合同総会で、通常議案の上程に加え、次の議案の上程がされる見込み。なお、当該議案の策定は両支部長に要請した。

- 1 平成26年1月1日、県央/相模原市支部解散及び新支部「県央相模支部」創設案
- 2 新支部「県央相模支部」会則案
- 3 役員選任、事業計画、事業予算、その他

湘南支部

〈支部長 廣正晋平〉

10月支部会

- ・日時 10月3日 17:00～19:00
- ・場所 藤沢市市民活動推進センター
- ・参加 10名
- ・議題 各地区活動報告
- ・事例研究

9月期の相談事例より4件

※次回予定 12月5日

小田原支部

〈支部長 清水憲一〉

1. 9月～10月の活動報告

- ① 小田原市無料相談会が9月13日・10月11日に行われました。
- ② 支部例会を10月19日に開催しました。
- ③ 平成25年度小田原国県市合同行政相談所が9月19日に開催され、相談員を派遣しました。

2. 11月～12月の活動予定

- ① 小田原市相談会は、11月8日(金)、12月13日(金)に開催する予定です。
支部例会は、12月14日(土)に開催する予定です。

サポートセンターだより

〈総括担当 鷺谷雄作〉

1 9月～10月の主な活動状況

横浜市のサポートセンター事業の9月～10月の主な活動状況を報告致します。

1) 代表者・事務局会議を開催しました。

第3回 8月19日(県士会事務所 18:00～19:30)

第4回 9月30日(県士会事務所 18:00～19:30)

2) SC基礎セミナー(ハード編)の検討委員会を設立しました。

8月29日、9月10日に実施しました、継続中。

3) SC拡大交流会検討委員会設立しました。

10月4日に第1回目の委員会を実施しました、継続中。



4) 座長会議を開催しました。前期会計監査を実施しました。

第2回 10月28日(県民センター18:00～20:30)

2 SC前期交流会(4月～9月)の結果実績

平成25年度前期交流会(4月～9月)の実績は、対前年(平成24年度)同期と比較して、全てのスコアが向上しました。即ち参加管理組合数(589)で8%の向上、参加管理組合人数(701人)で9%の向上、参加相談員数(437人)で3%の向上がありました。新規参加組合数(55)では41%と大幅な向上になりました。

しかしながら「登録相談員数」はH24年度末時点の97名に対して現在は92名(H25年度スタート時は87名)と残念ながら減少しております。

3 今後の主な実施計画

1) SC基礎セミナー(ハード編)

H26年1月18日(土)9時20分～16時20分(県民センター301)

2) 拡大交流会

H26年2月8日(土)13時20分～16時50分(県民センター402)

関連機関・団体ニュース

日管連報告

〈日管連担当理事 重森一郎〉

1. マンション管理士賠償責任保険契約(更新分)の免責条項について

日管連より(株)損保ジャパンに対し、以下の点の見直しを要請していた回答があり、今回は損保ジャパンの回答を了承することになった。

(1)本保険の自動更新条項の追加 (回答)追加できない。

(2)マンション管理士特約条項第4条(2)の以下の3条項の削除

⑦業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償

⑮保険付保の瑕疵に起因する損害賠償請求

⑯各種業者の選定に起因する損害賠償請求

(回答) ⑦については現行通り残す。

⑮については条項を完全に削除する。

⑯各種業者の選定に起因する損害賠償については、文言を「被保険者が不当な利益を得たことに起因する損害賠償請求」に修正する。

なお、(株)損保ジャパンより「利害関係者」という言葉の統一・整理したいとの申出があり、以下の通りとした。

利害関係者とは、「被保険者、被保険者と世帯を同じくする親族または被保険者と世帯を同じくする親族が5%以上の議決権を保有する法人」である。

※詳細は12月初めに来年度の募集が開始されますので、パンフレット等でご確認下さい。

2. 組織体制整備検討委員会の活動について

会員より新倫理規程への移行に関して3件質問があり、逐次回答している。

又、日管連の定款も新倫理規程に沿った改正及び一般社団法人法に基づくチェックを行っており、12月には見直しが終わる予定である。

3. ADR 検討委員会の活動について

来月中には、ADR で取扱うトラブル事例を国交省へ持参する予定である。

又、現在検討中の対話促進型 ADR の会員向け説明会の実施を検討中である。

4. その他

マンション大規模修繕セミナー実行委員会、NPO 法人全国マンション管理組合連合会、(一社)マンション計画修繕施工協会主催の国交省補助事業「マンション大規模修繕セミナー」の後援依頼が主催者からあり、日管連が後援することになりました。全国7会場で行なわれる予定で、首都圏会場では来年2月2日(日)東京国際フォーラムで行なわれます。

会員コラム

歩くことのすすめ

〈会員 柴田宜久〉

どうしても資料づくりなどでパソコンに向かったのデスクワークが多い。こんなときにはハンディなガイドブックや地図を片手に歩くことにしている。

私が歩くことに興味を覚えたのは、高校生のとき、秋に、1年生全員が参加して、高校(東京文京区)から筑波山までの100キロを歩くのが恒例の行事に参加したことによる。この100キロ競歩では、残念ながら、不用意にも新しい靴をはいて参加したために、足にマメができて、途中で断念してしまった。そのとき、100キロを完歩できなかったことは今でも残念に思う。



やはり歩くことの極めつけは、ヒマラヤトレッキングである。今から30年ほど前に友人から誘われて、アンナプルナの裏側のジョムソンという村から出発し、ほぼカリガンダキ川沿いに下った。

途中、ゴラパニ峠(標高2800)を越える難所もあったが、ナヤプルまで4泊5日の行程で歩いた。

ヒマラヤトレッキングの魅力は、何といても、雄大ヒマラヤの山々の景観を眺めながら歩くことである。また印象的なのは、村々で出会う子供たちの目がかがやいていることだ。それ以来、すっかりヒマラヤトレッキングのとりこになった。

トレッキングでセカセカと歩いていると、ネパール人のポーターに「ビスターレ! ビスターレ!」といわれる。何をそんなに急いで歩くのか。ゆっくり!ゆっくり!ということである。すでにこれまで五回、ヒマラヤトレッキングにチャレンジしているが、まだ歩いていないのは、エベレスト街道である。いつの日か実現したいと思っている。

これまでは、結構、登山もしていたが、これからは、徐々に低山や平地を歩く方向に変更しようと思う。幸い神奈川県内には、手頃なハイキングコースが多い。おかげさまで、昨年は、四季折々に、鎌倉のハイキングコースを楽しむことができた。

これからは歩くのにはよい季節である。せめて神奈川県の旧東海道を歩いてみようと思って、「旧東海道を歩く」というガイドブックを求めた。先日、早速、とりあえず、六郷渡し(川崎)から横浜(台町)までテクテクと歩いた。川崎から生麦の先までは、ところどころに旧跡なども残っており、それらしく旧東海道の面影も偲

ばれるが、それから先は国道15号と合流することになる。国道15号は大幅に拡幅されているので、旧街道の面影は少ないのが残念だ。これからもガイドブックを片手に、何回かに分けて旧東海道を歩いてみたい。

何はともあれ歩いてみよう。歩いていると、思わぬ風景に出会えるのも楽しみである。「学問のすすめ」ではないが、会員の皆さんにも歩くことをすすめます。

日ごろ、車や電車を利用して通過している街も、歩いてみると、今まで見過ごしてきた風景とも出会えるでしょう。歩きましょう！！

11月・12月の相談会のご案内

《11月～12月の無料マンション管理相談会のご案内》

当会が主催する相談会、または行政が主催する相談会に当会から相談員を派遣している相談会をご案内します。マンション管理でお困りのことがありましたら、お気軽に各地の相談会にお出かけ下さい。マンション管理士がご相談に応じます。

横浜市	日時:毎週火曜日(11月5日、11月12日、11月19日、11月26日、 12月3日、12月10日、12月17日、12月24日。) 13:00～16:00 場所:一般社団法人神奈川県マンション管理士会 事務所 事前に予約を入れてください。
川崎市	日時:11月17日(日)、12月15日(日)14:00～16:00 場所:支部長事務所(武蔵小杉) 予約が必要です。・・・川崎支部長刀根(トネ)TEL:070-5597-9198 詳細はブログ http://kmkawasaki.exblog.jp でご確認ください。
	日時:11月16日(土)17時15分～ 場所:中原市民館第四会議室 テーマ:困難なマンション管理をどう乗り切るか。 日時:12月8日(日)13時30分～ 場所:教育文化会館 オープンセミナー後、相談会を開催します。 詳細はいずれもブログ参照願います。 http://ksmkr.exblog.jp/
相模原市	日時:11月10日(日)、12月8日(日) 13:00～ 場所:オダサガプラザ 事前に予約を入れてください。 神奈川県マンション管理士会相模原市支部 TEL&FAX:046-256-2683
海老名市	日時:11月26日(火)、12月17日(火)13:00～16:00 場所:海老名市役所会議室 原則予約が必要です。 住宅公園課(当日でも受付可)TEL:046-235-9606
厚木市	日時:11月20日(水)、13:00～16:00 場所:厚木市役所本庁舎1F 事前に予約をいれてください。 住宅課 TEL:046-225-2330
座間市	日時:11月8日(金)、12月13日(金)13:30～16:30 場所:座間市庁舎1F広聴相談室 事前に予約を入れてください。 広聴相談課 TEL:046-252-8218
秦野市	日時:11月25日(月)、12月16日(月)13:00～16:00 場所:秦野市東海大学前連絡所相談室 原則予約が必要です。 広聴相談課(当日でも受付可) TEL:0463-82-5128

伊勢原市	日時:11月27日(水)、12月25日(水)13:00~16:00 事前に予約を入れてください。	場所:伊勢原市役所1F相談室 建築住宅課 TEL:0463-94-4711
藤沢市	日時:11月22日(金)、12月27日(金)13:00~16:00 事前に予約を入れてください。	場所:藤沢市役所 市民相談センター TEL:0466-50-3568
茅ヶ崎市	日時:11月8日(金)、12月13日(金)13:00~16:00 事前に予約を入れてください。	場所:茅ヶ崎市役所 市民相談課 TEL:0466-82-1111
鎌倉市	日時:11月7日(木)、12月5日(木)13:00~16:00	場所:鎌倉市役所市民相談室 TEL:0467-23-3000
平塚市	日時:11月25日(月)13:00~16:00 事前に予約を入れてください。	場所:平塚市役所 市民相談課 TEL:0463-23-1111
横須賀市	日時:11月2日(土)14:00~17:00 事前に予約を入れてください。	場所:勤労福祉会館部ヴェルクよこすか 横須賀支部長米久保(ヨネクボ):080-3150-9347
	日 時:管理組合様の都合の良い日時(電話にてご相談) 場 所:マンションその他管理組合様の都合の良い場所へ伺います。 連絡先:横須賀支部長 米久保(ヨネクボ)080-3150-9347まで 随時受け付けています。	
逗子市	日時:11月25日(火)、12月24日(火)14:00~16:00 事前に予約を入れてください。	場所:逗子市役所5階会議室 生活安全課 TEL:046-873-1111(内線276)
小田原市	日時:11月8日(金)、12月13日(金)13:30~16:30 事前に予約を入れてください。	場所:小田原市役所市民相談室 都市政策課土地利用調整係 TEL:0465-33-1307

編集後記



暦の上では秋も深まる頃ですが、季節外れの台風が到来し大きな被害を齎しました。地球温暖化と言われるかもしれませんが、最近の気候変動にはただならぬ気配すら感じ取れます。

2020年夏季五輪の東京開催が決まりました。アテネ、パリ、ロサンゼルス、ロンドンに次いで、夏の五輪を2回以上開催する都市としては5番目だそうです。オリンピック招致の最終プレゼンテーションで滝川クリステル氏が語った「お・も・て・な・し」という言葉は、人々の心を捉えました。氏は、それは見

返りを求めないホスピタリティの精神であり日本文化に深く根付いている、と説かれています。7年後のスポーツの祭典に向けて期待が高まります。

さて、当会は9月12日に開催された第8回理事会において第5期事業計画の進捗状況について各委員会及び各理事から報告が行われ、概ね良好な事業の執行状況であることが確認されました。そして今後も事業遂行の為、気を引き締めて活動・運営にあたることを確認しました。

柔らかく風にあらがうこぼれ菫 (小林記)

発行者:一般社団法人神奈川県マンション管理士会
編集者:総務委員会 広報担当 小林志保子
設立:2002年12月1日
会長:割田浩

事務所:〒231-0028 横浜市中区翁町 1-5-14
新見翁(シンミオキナ)ビル3階
電話&FAX 045-662-5471
e-mail:info@kanagawa-mankan.or.jp
<http://kanagawa-mankan.or.jp>